

第2章 再犯防止を取り巻く現状

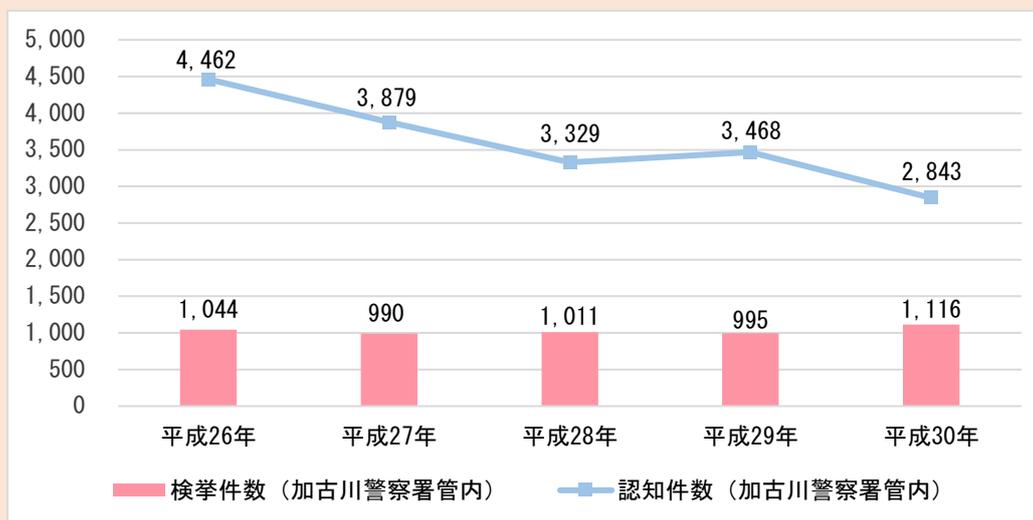
1 統計データからみる現状

(1) 刑法犯検挙の状況

加古川警察署管内（加古川市・稲美町・播磨町）における刑法犯認知件数*は、平成29年に微増しているものの、平成26年から平成30年までの間に1,619件（36.3%）減少しています。

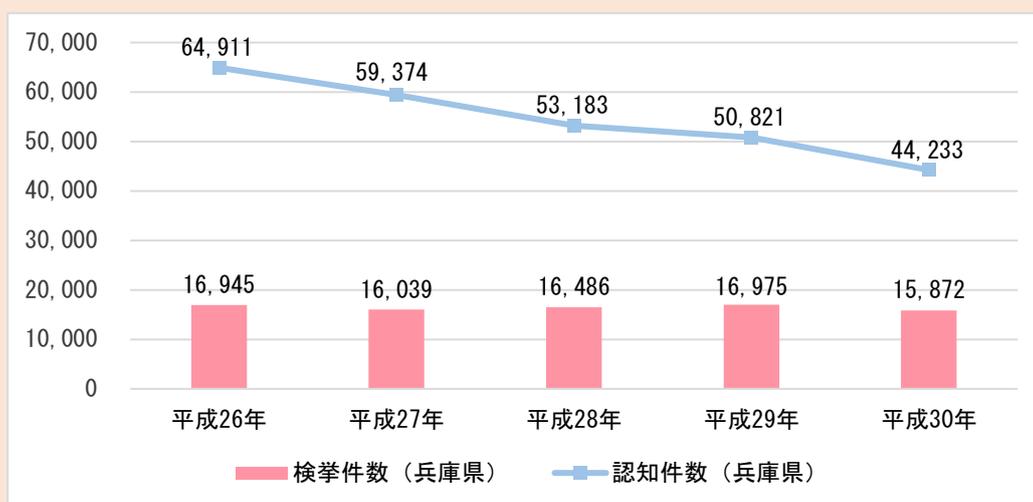
また、刑法犯検挙件数は、平成26年から平成29年までの間は1,000件前後で増減を繰り返していましたが、平成30年は1,116件に増加しています。

過去5年間の加古川警察署管内の刑法犯認知件数及び検挙件数



（兵庫県警察統計）

過去5年間の兵庫県内の刑法犯認知件数及び検挙件数

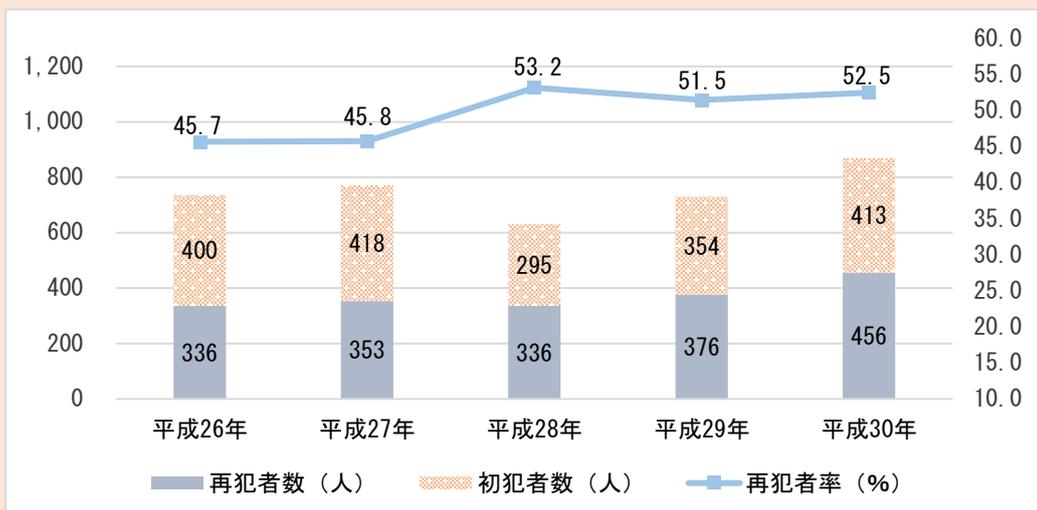


（兵庫県警察統計）

(2) 再犯者率の状況

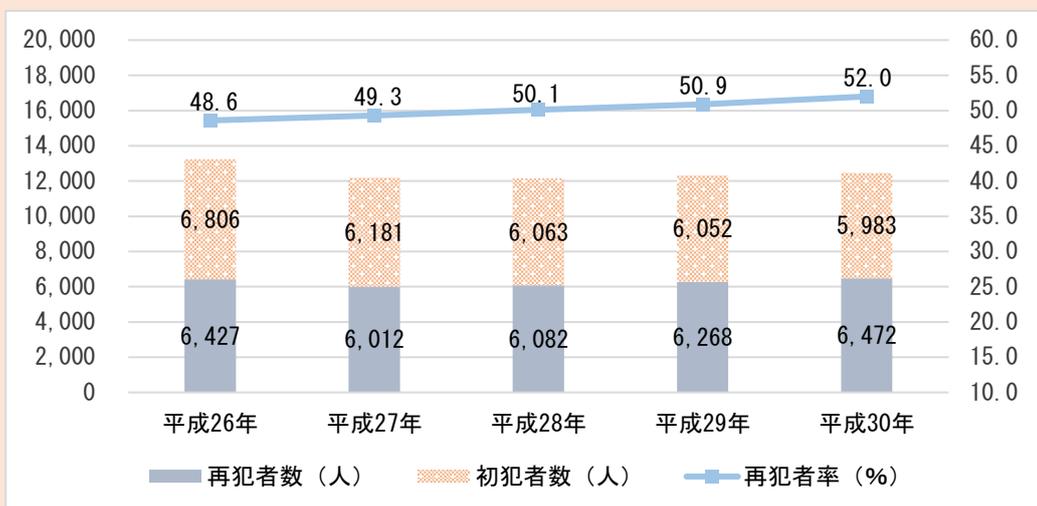
加古川警察署管内の刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は、平成26年から平成30年までの間に6.8ポイント増加しており、平成30年は52.5%です。兵庫県内の再犯者率（52.0%）や全国の再犯者率（48.8%）より高い割合となっています。

過去5年間の加古川警察署管内の再犯者率の推移



(兵庫県警察統計)

過去5年間の兵庫県内の再犯者率の推移



(兵庫県警察統計)

2 保護司会へのヒアリング結果

保護司*は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、地域の実情に通じているという特性を生かしながら、犯罪予防活動に取り組んでいます。

この計画の策定にあたり、加古川保護区保護司会の皆さんに、ご意見をお聞きしました。

<課題>

- ・ 刑法犯の認知件数が減少してきている一方で、再犯者率は増加傾向にあることに対して、保護司として葛藤がある。
- ・ 再び罪を犯してしまう理由は、就労、住居、金銭、身元保証人の問題が大きい。
- ・ 就労や住居の問題に対して、保護司同士のネットワークだけを活用しているのが現状で、すべての問題になかなか対応できない。
- ・ 協力雇用主*は、加古川市内に 20 数社あるが、協力雇用主同士のネットワークがない。
- ・ 生い立ちや家庭環境が犯罪の要因となっている場合があるため、教育の大切さを実感する。
- ・ 市で行われている施策について詳しく知らないため、保護観察*対象者をどこの窓口につなげばよいかわからない。
- ・ 保護司として活動を展開できることには限界があると感じる。

<今後、必要だと感じること>

- ・ 犯罪や非行から立ち直ろうとする人を受け入れる社会を醸成していくことが大切だ。
- ・ 就労や住居の支援を実施するためには、幅広い経験と、関係機関のネットワークの充実が求められる。
- ・ 必要な支援へとつなぐコーディネーターのような役割を担う人材が必要だ。
- ・ 保護司はどのような活動をしているのか、地域の人たちに見えるようにPRしていくことが大切だ。それが、保護司の人材確保にもつながっていく。
- ・ 「知ること」が重要だ。(再犯の現状、犯罪や非行から立ち直ろうとする人など)
- ・ 再犯を減らすためには、保護司と行政や地域、さまざまな機関や団体と連携することが不可欠だ。

3 再犯防止の推進にあたっての課題

「1 統計データからみる現状」と「2 保護司会へのヒアリング結果」、そして、大阪矯正管区・神戸保護観察所・市内の矯正施設*（加古川刑務所・播磨社会復帰促進センター・加古川学園・播磨学園）における再犯防止にかかる取組状況等を調査することにより、再犯防止の推進にあたっての課題を整理しました。

（1）犯罪が起きにくい地域づくり

加古川市では、これまでも安全で安心なまちづくりをめざし、防犯カメラ等の設置促進や、地域で活動する防犯グループの活動支援などの取り組みを進めてきました。

統計データでは、加古川警察署管内における刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、依然として多くの犯罪が起きている状況にあることから、今後とも、より一層、地域ぐるみでの課題共有と、各種団体等が情報交換しやすい場づくりを進めることで、犯罪を起こさない、犯罪が起きにくい環境を整えていく必要があります。

（2）「息の長い」支援

犯罪や非行をした人の中には、高齢者や障がい者、貧困や疾病、厳しい生育環境など、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの課題を抱える人も少なくありません。

しかし、多岐にわたる課題に対応するには、刑事司法関係機関による取り組みだけでは限界があります。中には、就労できなかつたり、適切な住居が確保できなかつたりしたことによって、再び犯罪に手を染めてしまう人もいます。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が、孤立することなく、地域の中で自立した社会生活を営むためには、本人の意思や努力とともに、あらゆる段階で、切れ目のない適切な支援につなげていくことが大切です。

（3）関心と理解

犯罪や非行をした人の立ち直りは、確立された制度による支援だけではなく、さまざまな民間協力者の活動によって支えられています。

しかし、保護司をはじめとした民間ボランティアが減少傾向にあることや、地域における人と人とのつながりが希薄化していることで、その活動が難しくなっています。

また、再犯防止施策は、市民にとって必ずしも身近ではなく、関心と理解が十分に深まっていないのが実情です。

だれもが社会の一員として、お互いを尊重し、支えあい、つながり、協働する社会の実現に向けて、犯罪や非行から立ち直ろうとする人の社会参加への理解を深めることが不可欠です。

(4) 連携協力

市では、保健医療、福祉、住居、就労などに関する市民からの相談や課題に対して、関係各課が連携しながら、公平で適切な行政サービスを提供しています。

また、保護観察所や矯正施設等では、矯正施設等に入所している人が抱える課題を把握し、出所・退所後に必要な支援につながるよう情報収集に取り組んでいます。

しかしながら、これまでは、十分な情報共有ができずに、支援が途切れることがありました。犯罪や非行から立ち直ろうとする人を支えるためには、今後、市とさまざまな機関や団体に関わりを持ち、それぞれが把握している課題の情報共有を行うなど、連携強化を進める必要があります。